

### 第3回 屋久島町水道工事管理検討委員会 議事概要

期日：令和4年4月25日（月） 午後1時30分～午後3時30分

場所：屋久島町役場2階会議室

【委員名簿の変更】 人事異動に伴い、一部委員を下記の者に変更及び追加しました。

○岩川茂隆総務課長    ○日高望建設課長    ○計屋生活環境課長

#### 【概要】

1 第2回議事概要報告について

2 協議

#### 【再発防止策についての提案及び意見】

- ・余裕工期の話について、今回は窮屈な日程だったのではないか。
- ・原因、対策に業者の終わるという話を信じてとあるが、いつどの業者に聞いたのか。すべての業者か、一部の業者ではないか。業者の言うことを鵜呑みにしている。もうちょっと聞き取りをする必要があったのではないか。業者が全て悪いとはとりたくない。悪いところは認めるが、発注者の対応があったのでは。発注者が月報を強く求めないといけない。
- ・再発防止策は、当たり前のことに取り組む。なんでこうなったか、甘く考えていたところが見えてきた。緊急時の対応について、業者への対応をどうするか。出てきたときにどうするか。担当と課長がどう対応するかにある。
- ・再発防止策に上がるということは、取り組みがされていないということになる。業者の言葉を信じての前に、繰り越すべき。担当が考えるべき。
- ・事務処理について、入札から完成までの時系列を誰でも見られるようにしておく必要があるのではないか。担当しかわからないという状況ではなく誰でもわかるという状況をつくる必要がある。
- ・電子納品であれば、提出した書類を誰でも見ることはできる。紙での提出ではなく、電子で見た見ないの共有をしている。
- ・必要な都度に文書の確認をすることを、中間検査の実施に合わせて検討しては。
- ・他の課の事業について、興味を持って確認できる体制づくりをしていては。
- ・業者との打合せ簿が担当から上がってきて確認して担当へ返す流れを作る必要がある。工程を作って、途中で工程を確認し、打ち合わせをする必要がある。
- ・補助事業を担当すると支払いのことが気にかかる。間違えれば返納がある。監督員の考え方、現場監督員の考え方をしっかりさせる方法を再発防止策に入れてよいのでは。監督員だけに任せるのではなく、上司との連携、支払いについて書類が揃っていると出すのでちゃんとした書類作成をしないとけない。

- ・口永良部だから許されない。発注者は確認に行っていない。怠慢になっている。県の担当者は見に来る。業者の逸脱は悪いが、歯止めが出来るのは発注者なので、発注者も悪い。
- ・工事検査規定を充実していったらどうか。太陽丸のドックへの対応や、現場の心得などを盛り込んでどうか。
- ・工期は標準工期を踏まえてすればいいのでは。農林水産省の管工事、国土交通省の下水の工期、どちらの工期を設定するのか。工程の在り方を考えないといけない。
- ・繰り越しは内部のマニュアル化出来るのか。
- ・各事業それぞれの進捗があるのでマニュアルは難しい。契約書上着手しないと契約解除できる。
- ・なんでも繰り越しはできない。逸脱した業者がいたから事業として完成しなかった。一業者の逸脱によって他業者迷惑を被っている。野放しにしていた発注者が悪い。何で途中で引き取らなかったのか。発注者と受注者も反省すべき。月報をちゃんととるべき。
- ・互いに情報が届いていない。遅延の説明など説明責任を果たせるのか。ダブルチェックの仕組みを考えないといけない。
- ・ダブルチェックは建設課の事業の場合はどうするのか。中間検査と他の要綱とのすり合わせをする必要があるのではないかな。
- ・中間検査を行う基準として金額の設定が必要であると考え。修繕は、中間検査はいらないのではないかな。
- ・月報日報を確認しないとイケない。
- ・現場職員の打ち合わせ会や申し合わせが必要ではないかな。
- ・全ての事務についてマニュアル化を考えては。
- ・水道担当職員は現場が多くて席にいないというのが問題。
- ・社内検査については建設業協会加入者への要請をしていく。加入者以外へどう伝えていくのかを検討する必要がある。
- ・施工状況を監督員に確認してもらわないといけない。監督員と受注者側とコミュニケーションをとりながらするもので、ほとんどの業者はしていると思う。
- ・監督員も検査を受ける気持ちで取り組まないといけない。何かあると監督員が罪に問われる。完成検査の時、見えなくなるところは監督員が確認する。工期については、水道事務の手引き等書いていると思うので確認する。
- ・月報進捗状況の把握については、見える化の検討が必要ではないかな。
- ・建設業協会としては標準工期の設定と早期発注が重要と考え要求している。

#### 【再発防止策を作る際の留意事項について】

- ・監督員及び現場担当者の認識を明確にする。
- ・中間検査について、他の法令とのすり合わせを確認する。

- ・工事に関する諸事務のマニュアル化を検討する。
- ・標準工期の設定と早期発注の取り組みを進める。